

緊急時避難場所
施設利用に関する協定書

株式会社東京スタジアム

調	布	市
三	鷹	市
府	中	市
狛	江	市

緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、株式会社東京スタジアムを「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲、乙、丙及び丁が戊が管理運営する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定書に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

(緊急時避難場所)

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の管理運営する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の管理運営する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	最大駐車可能台数
味の素スタジアム	味の素スタジアム本体下駐車場及び北側駐車場（別図のとおり）	745台 （開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。）

(目的外使用の禁止)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

(情報の交換)

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(連絡責任者)

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時においては、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

(緊急時避難場所の開設)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする際は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 緊急時避難場所の管理運営に係る費用(駐車場利用料金を含む。)、戊に生じた損害(施設内における器物損壊等)等は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。

2 前項の場合における費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。

(緊急時避難場所解消への努力)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を閉鎖するに当たり、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第15条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対しその旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に

提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報、第三者に提供してはならない。
(協議事項)

第17条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 3月 1日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市
調布市長 長友貴樹



東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

乙 三鷹市
三鷹市長 河村孝



東京都府中市宮西町二丁目24番地

丙 府中市
府中市市長 高野律雄



東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

丁 狛江市
狛江市市長 松原俊雄



東京都調布市西町376番地3

戊 株式会社東京スタジアム
代表取締役社長 相場淳



